（総務調整官）

第六十条　総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

（管区警察局総務監察・広域調整部の分課）

第百二十一条　東北管区警察局、中部管区警察局、中国四国管区警察局及び九州管区警察局の総務監察・広域調整部に、首席監察官一人を置くほか、次の五課を置く。

警務課
監察課
会計課
広域調整第一課
広域調整第二課

2　前項に規定する首席監察官及び課のほか、東北管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、中部管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官二人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、九州管区警察局の総務監察・広域調整部に、監察官二人、会計監査官一人、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官二人を置く。

（管区警察局総務監察部の分課）

第百二十二条　関東管区警察局及び近畿管区警察局の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課
監察課
会計課

2　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、近畿管区警察局総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

（管区警察局広域調整部の分課）

第百二十三条　関東管区警察局及び近畿管区警察局の広域調整部に、次の二課を置く。

広域調整第一課
広域調整第二課

2　前項に規定する課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を置く。

［条を加える。］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局

［条を加える。］

（管区警察局総務監察部の分課）

第百二十一条　関東管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、首席監察官一人を置くほか、次の三課を置く。

警務課
監察課
会計課

2　前項に規定する首席監察官及び同項に掲げる課のほか、関東管区警察局総務監察部に、監察官三人及び会計監査官一人を、近畿管区警察局及び九州管区警察局の総務監察部に、監察官二人及び会計監査官一人を置く。

（管区警察局広域調整部の分課）

第百二十二条　関東管区警察局、近畿管区警察局及び九州管区警察局の広域調整部に、次の二課を置く。

広域調整第一課
広域調整第二課

2　前項に規定する課のほか、関東管区警察局広域調整部に、高速道路管理官四人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、近畿管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官一人を、九州管区警察局広域調整部に、高速道路管理官一人、災害対策官一人及び外事技術情報官二人を置く。